

浦安市ふるさと納税返礼品加盟店規約 (ふるさと納税払いチョイス Pay を除く)

「浦安市ふるさと納税返礼品加盟店規約(ふるさと納税払いチョイス Pay を除く)」は、本規約に定める事項に関して、浦安市が指定する中間事業者(以下「甲」という。)とふるさと納税払いチョイス Pay を除く返礼品を取扱う事業者(以下「乙」という。)との間の契約関係を定めたものです。

浦安市が乙を、浦安市ふるさと納税推進事業返礼品取扱い事業者として登録した場合は、本規約に基づき、甲が返礼品の発送等業務管理を行うものとしします。

1. 浦安市が受けたふるさと納税に関し、甲は乙に対し、寄附者が指定する返礼品の発送準備を依頼し、乙は、甲が指定した配送業者の集荷時期に合わせ、当該返礼品を準備し、配送業者に引き渡す。
2. 本規約に基づく発送等の対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
3. 乙は、返礼品に要した費用の請求を毎月月末締めにより翌月10日までに甲に請求(必着)するものとし、甲は当該請求に基づく額を翌々月10日までに乙に支払うものとする。請求額は寄附者が指定する返礼品の代金に発送数を乗じて得た額とする。
4. 乙は、当該業務において直接又は間接的に知り得た特定個人情報等をみだりに他人に知らせ、または当該業務以外の目的で使用してはならない。また、契約期間満了後、契約解除後も同様とする。
5. 返礼品の品質及びこれに係る補償やクレーム対応等については、乙がその解決に努め、甲は一切の責任を負わない。
6. 浦安市ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要領及び浦安市ふるさと納税推進事業返礼品取扱事業者募集要項のほか、本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙が協議の上解決にあたるものとする。